

第4期あきたの教育振興に関する基本計画（素案）への県民からの意見及び県の対応方針について

意見募集期間：令和6年12月10日～令和7年1月9日 提出者数：5人 意見数：延べ35件・集約後35件

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
1	P17 第3章・第2 最重点の教育課題 「地域に根ざしたキャリア教育の充実」	ユネスコ登録された「風流踊り」などを学習発表会向けに練習することは、地域の伝統を受け継ぐ活動として、引続き積極的に計画していただきたい。	御意見を踏まえ、ふるさとの歴史や伝統について理解を深め、地域の活性化に貢献する活動の充実に取り組んでまいります。
2	P23 第4章・基本方針1 (3)③異文化体験活動の促進	4年生が授業でやる英語を実際に、外部で他校の同学年と交わり、家族とも離れた環境で一日過ごすことはとてもいい経験になるでしょう。 6年生が取り組むファンライティングも2、3回のやり取りとはいえ、そうした環境がこの後、中学3年生でのアメリカ1か月留学などに結び付くと思われ、継続してほしい。	イングリッシュキャンプ及びファンライティングについては、児童生徒の英語コミュニケーション能力及び英語学習に対する意欲の向上につながるよう、今後も工夫して事業を進めてまいります。
3	P35 第4章・基本方針4 (3)①学校体育・運動部活動の充実	地区陸上大会や綱引大会へ向けた、スポ少ではない単発の活動を学校で支援していることはとてもいいことではないか。ただ、地域のサポーターボランティアを巻き込む意味でも、もう少し活動したことを広報することで、協力を得やすい環境になるのではないかな。 季節的な部活動は少子化や働き方改革により減少傾向にあるが、大会を運営する組織がある以上、運動の楽しさを発揮する場の残し方を模索していただきたい。	子どもたちの健やかな成長を実現するため、運動の楽しさを味わうことのできる場を確保することは重要であると認識しております。御意見を踏まえ、地域や関係団体と連携し、子どもたちのスポーツ環境の整備・充実に向けた体制づくりを進めてまいります。
4	P38 第4章・基本方針5 (2)①優れた教職員の確保と適正な配置	個別最適な学びの充実、不登校児童生徒の学びの保障、外国人児童生徒への支援の充実、教職員の働き方改革の推進等、どれをとっても人材確保が課題ではないでしょうか。現在、教職員不足を感じている教育現場において、素案に書かれている取組が実現することを切に望んでいると思います。	人材確保は重要課題であり、計画の着実な実行に向け、引き続き必要な人材確保に努めてまいります。
5	P38 第4章・基本方針5 (2)①優れた教職員の確保と適正な配置	教員採用試験の志願者数の減少に伴い教員不足が深刻化しているが、大学生の民間就職活動時期もにらみながら、今後、教員実習時期の多様化なども検討する必要があると思われる。	教員実習時期の多様化は、大学のカリキュラム編成や学校との調整等の課題も多く、関係機関との一層の連携が必要と考えられます。御意見を参考にし、引き続き優秀な人材確保の方策を研究してまいります。
6	P38 第4章・基本方針5 (2)②教職員の働き方改革の推進	基本方針5の推進指標④⑤の2項目につき、具体的な運用面で数値目標が形骸化せぬよう十分留意が必要と思われる。そのためには、具体的な実行施策への落とし込みが不可欠であろう。 特に、⑤は現状値と目標値の乖離がより大きいことから、達成のための難易度も高いことが想定される。現場任せにすることなく、教職員の方々の働き方改革を推進していただきたい。	極めて厳しい指標であることは承知しておりますが、その達成に向け、「教職員の働き方改革推進計画」に基づき、業務改善に向けた実効性のある方策を確実に進めてまいります。

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
7	計画全般 P38 第4章・基本方針5 (2)①優れた教職員の確保と適正な配置	すべての施策において、教職員の適正な配置と充実が必要不可欠です。基本方針1から6にかけ、教職員が必要数配置されていることが前提となります。現在の秋田県においては、各学校の特色ある教育課程を進めるために必要な教職員が十分に配置されているとは言えません。国の基準による教職員定数の減少を見据えたものとはいえ、本来必要な教員数が配置されないところを、または常勤職員が配置されるべきところに非常勤講師を任用、臨時免許状や免許外教科担任制などによってかろうじて維持されており、場合によっては未配置のケースも見受けられます。高校総合整備計画等、秋田県の施策だけでなく、国による施策においても「各学校が特色ある教育課程を実施する」という点が強調されていますが、現在の教職員配置の状況はその特色を発揮するためには十分ではなく、何らかの事情で一人の教員が欠員となった場合、その学校の教育活動に著しく大きな影響を与えています。 本計画では「今いる職員で学校を運営する」ことを前提にした施策がほとんどで、一部の学校を除いてはそれが困難な状態になっています。「教育立県あきた」を標榜するのであれば、各学校の特色ある教育課程、教育活動を実施するために必要な教職員数の確保を県の施策として明示し、「児童・生徒の活発が充実した教育を受けることができるよう、教職員不足を起さない」ための取り組みを追加、強調するよう求めます。 繰り返しになりますが、この計画および公教育を遺漏なく実施していくにあたり、必要十分な教職員数の確保は必須です。しかしながら、多くの学校で「産休・育休や病休に対応するための臨時講師を見つけることができない」「常勤講師が配置されない」状態であり、本来1クラスごとに行われるべき授業が2クラス合同授業を行わざるを得ないなど、報道では「現場の工夫」と呼ばれる苦肉の策を行っています。また、定数内未充足が常態化し定数内臨時講師の配置すら行えていない現状は、教育の質の確保という観点からも大きな問題です。本計画には教職員の確保についての記載が数箇所ありますが、各施策を行うにあたって、すでに現在の教職員数では対応できない状況になっています。 以上のことから、改めて、この計画で現在の危機的状態を改善へ向けていくことを明示すべきです。	県教育委員会では、各種法令や秋田県高等学校総合整備計画、秋田県特別支援教育総合整備計画に基づき、各校が特色ある教育活動を展開できるよう、教育課程等の実施状況を踏まえながら適正な教員配置に努めておりますが、一部の学校においては、当該教科の免許状保有者を配置できなかったり、休職代替の講師が確保できなかったりするケースが生じております。 少子化により学校数が減少するとともに学校規模が縮小していく中で、今後も質の高い学校教育を維持していくため、教員の適正配置を進めていくほか、ペーパーティーチャー向け説明会や退職教員の掘り起こし等を進めていくことで、引き続き講師登録者の確保に努めてまいります。 なお、本計画では、3期計画の課題として教員不足の深刻化について記載するとともに、基本方針5において教員の確保と適正配置について記載しているところであり、原案の記載で十分と考えます。
8	P4 第2章・第1 4 多様性に満ちた社会づくりの推進	本県では、憲法第14条（「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと）にもとづいて、あらゆる差別の解消を~のように、憲法の理念に則っていることを明記すべきです。	本記載については、条例に規定する「多様性に満ちた社会づくり」の定義を引用したものです。 憲法の理念に則っていることはもちろんですが、同法の規定を引用すると、長文化してしまい、読みづらくなってしまいますので、原案のままとさせていただきますと思います。
9	P4~ 第2章・第2 全般	第3期あきたの教育振興に関する基本計画の成果と課題について、（取組と成果）が示されています。「どのような取り組みを行ったか」を示したうえで「その結果の提示」をすることが一般的であると考えられますが、「取組」と思われる記載のみの場合があり、その結果どういった効果があったかが不十分な項目が見られます。「整備した、進められた、取り組んだ」結果を提示することが必要だと考えます。県の施策として取り組んだ結果、どのような成果があったのかを明示するべきだと思います。	「取組と成果」の記載に当たっては、御指摘のとおり、出来る限り成果を記載するよう努めました。客観的なデータを示せないものについては、取組を記載したところであります。 実効性のあるPDCAサイクルを確立していくためにも、取組の成果の効果的な測り方について、今後、更に研究を進めてまいります。
10	P7 第2章・第2 基本方向2 （課題）	ICTの活用状況について、前段の根拠は示されていますが、「教員一人ひとりのICT活用指導力の差が大きい状況」である根拠が示されていません。併記するのであれば同様のグラフがあるべきです。	「教員一人ひとりのICT活用指導力の差が大きい状況」については、現場からの声であり、お示しできる客観的なデータがありません。

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
11	P8 第2章・第2 基本方向3 （取組と成果）	注釈10の最後にある「終日英語漬けのプログラム」というのは、こうした文書の表現として使用してよいものかと考えます。「終日英語を使用した生活を送るプログラム」や「終日英語を使うプログラム」などといった表現にはどうでしょうか。	御指摘を踏まえ、「A L T（外国語指導助手）との交流を通して、生きた英語や異文化等を体験する終日英語を使用するプログラム」に修正します。
12	P13 第2章・第2 基本方向5 （課題）	「教員の大量退職に伴う大量採用期～深刻化しています」のデータとして、志願者数と志願倍率のデータだけでは不十分です。大量退職、大量採用、校種ごとのデータを示すことが必要です。	計画全体のボリューム・バランスを考慮し、文章のみでの記載としております。
13	P13 第2章・第2 基本方向5 （課題）	「教員の時間外在校等時間」について、年推移、各種施策の実効性を把握できるデータ等も示し、その原因と課題を表記すべきだと思います。	年推移については、計画全体のボリュームやバランスを考慮し、文章のみでの記載としております。 「各種施策の実効性を把握できるデータ」については、お示しできる客観的なデータがないため、記載しておりません。
14	P15 第2章・第2 基本方向6 （課題）	学校図書館の利用等を課題としていますが、県立学校段階での学校図書館への予算、人員の配置は十分とはいえません。学校図書館法第6条（「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」）に則り、専門的知見をもつ学校司書の配置をすすめる必要があることを課題として明記すべきです。	ここでは、子どもの読書への関心や意欲についての課題を記載しており、学校図書館の利用が少ないことを直接的な課題として記載しているものではありません。 学校司書も含めた教職員の確保と適正配置については、基本方針5（2）①に記載しております。 なお、学校図書館法の趣旨を尊重しつつ、限られた教育資源を有効に活用しながら、読書活動や情報収集の拠点としての学校図書館や公共図書館の活用を図ってまいります。
15	P22 第4章・基本方針1 (2)③最先端のデジタル教育の推進	最先端のデジタル教育を推進するにあたって、教科「情報」で採用される教員の増員を明記すべきです。	教科「情報」の職員も含めた教職員の確保と適正配置については、基本方針5（2）①に記載しております。 なお、各校には、原則、情報免許状所有者を配置しておりますが、今後も、情報免許状所有者を適正に配置できるよう採用等を進めてまいります。
16	P22 第4章・基本方針1 (2)③最先端のデジタル教育の推進	県内外のIT企業等でのインターンシップ実施については、前述の(1)②、③に内包されるものと思われます。生徒の進路はあくまでも生徒、保護者の意思に基づくものであり、ITという業態を他と区別してインターンシップについて言及されていることは、特定の業種・企業への配慮と受け取られかねませんので、削除してもよいのではないのでしょうか。	基本方針1（1）②のインターンシップは、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を目的とする取組の一つです。 IT企業等でのインターンシップは、デジタル探究コース設置校においてデジタル人材の育成を目的とする取組であり、1（1）②のインターンシップとは目的を異にするものであることから、原案のとおりとしたいと考えております。
17	P23 第4章・基本方針1 (3)グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進	教育資源としての県立大学法人国際教養大学の活用がほぼ明示されていないことに疑問を感じます。この計画は、義務教育及び高等学校等の初等中等教育段階だけでなく、広く教育に関する振興計画であると考えられますから、日本国内でも評価の高い同大学との効果的な連携や取組について検討されるべきだと思います。	県教育委員会では国際教養大学だけでなく、秋田大学及び民間の外部専門機関等と連携して教員研修を実施しておりますので、国際教養大学のみを強調することはせず、原案のとおりとしたいと考えております。
18	P22 第4章・基本方針1 (4)①「総合的な学習の時間」等における探究的な学習活動の充実	学校図書館や公共図書館の活用促進を図るためには、いずれの図書館にも司書としての高い専門性を有した人材の配置が必要不可欠です。正規職員としての司書の採用・配置を促進することも併記すべきです。	学校司書も含めた教職員の確保と適正配置については、基本方針5（2）①に記載しております。 限られた教育資源を有効に活用しながら、引き続き読書活動や情報収集の拠点としての学校図書館や公共図書館の活用を図ってまいります。

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
19	P26 第4章・基本方針2 (1)①新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進	ICT活用と授業力向上を両輪とする取組について記載されています。そもそもICT支援員は高等学校には配置されておらず、機材、ソフトウェアの導入後の校内管理、校内運用、校内ヘルプ等を情報管理担当の教員が分掌業務として行っているのが実態です。ICTを積極的に活用する方針であるとするならば、県及び市町村教育委員会または各学校に対して、ICTの専門的技術をもつ職員を任用すべきです。	県単独でICT支援員を配置することは財政上困難であります。引き続きICTを効果的に取り入れることで学校教育の一層の充実が図られるよう、人材の配置等に必要となる財政支援について、国に対して機会を捉え積極的に要望してまいります。
20	P26 第4章・基本方針2 (2)①少人数学習や習熟度別学習等によるきめ細かな指導の充実	主な取組において「きめ細やかな指導を行うための教員や非常勤講師の配置」とありますが、非常勤講師も当然教員に含まれるものです。したがってこの記述が適当とはいえません。「～指導を行うための教員の配置」とすべきです。	御指摘のとおり修正します。
21	P26 第4章・基本方針2 (2)②ICTを活用した教育の推進	上記(1)①と同様に、教育の技術や授業改善については教員の分野であることはその通りですが、機材運用の専門家とは言えません。オンライン発信を行い、データ分析も行い、情報リテラシーを備え、またそれを子供に伝えることを教員に求めるのであれば、相応の負担がかかっていることを認識し、これに携わる人材を確保することが必要です。したがって、専門的知見を持つ人員の増員と配置の充実を明記すべきです。	ICTを活用した教育活動については、学校全体で推進していくよう方針等に位置付けるとともに、情報教育の環境整備については、各校の情報科教員等を中心に組織的に整備が進むよう改善を進めてまいります。 なお、県単独でICT支援員を配置することは財政上困難であります。引き続きICTを効果的に取り入れることで学校教育の一層の充実が図られるよう、人材の配置等に必要となる財政支援について、国に対して機会を捉え積極的に要望してまいります。
22	P30 第4章・基本方針3 (2)①不登校の未然防止と早期発見・早期支援の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置について言及するのであれば、前述の課題において、現在の配置状況を示すべきです。	P10の基本方向4の課題に現在の配置状況を記載します。
23	P31 第4章・基本方針3 (3)②性の多様性を尊重した教育の推進	WHOは性同一性障害を精神疾患の分類から除外し名称を変更しました。国内でも「性別不合（性別違和）」に変更予定であることが報道されています。法律上いわゆる「性同一性障害特例法」となっていることからの判断かと思われませんが、注釈またはかっこ書きによる追記等を行う必要があると思います。	御意見のような報道があることは承知しておりますが、現時点で、厚生労働省からの通知や文部科学省の関係資料上での変更がなされていないことから、原案のとおりとしたいと考えております。
24	P31 第4章・基本方針3 (3)②性の多様性を尊重した教育の推進	「教職員の性同一性障害（性別不合、性別違和）や性的指向・性自認についての正しい理解の促進」は文章として誤解を招きます。「性同一性障害（性別不合、性別違和）や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進」などと。	御指摘を踏まえ、「性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員の正しい理解の促進」に修正します。 （性別不合・性別違和については、No23のとおり）
25	P32 第4章・基本方針3 (3)③外国人児童生徒等への支援の充実	日本語教育等を必要とする施策がいくつか計画されていますが、推進指標には数値的目標が示されていません。新秋田元気創造プランにおける指標であることは承知していますが、前述の取組と成果、課題においても、この点については触れられていない状況です。今回このように支援の充実をうたうのであれば、現状の取組と成果、または課題を明らかにした上で、これらの取組について論じるべきです。	本県における在住外国人等に対する日本語教育は、これまで、主に地域日本語教室が担ってきたところであり、現時点では、学校教育における取組や成果、課題を論ずるに足る客観的なデータがない状況です。 令和6年3月に策定された「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づいて施策等を推進していく中で、各学校における外国人児童生徒等への教育に関する課題や支援のニーズの把握し、支援に関する取組を進めてまいります。

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
26	P33 第4章・基本方針4 (1)①人権教育の推進	人権教育の推進として、特定の国家が関連しているとされている問題について特別にその理解を促進することは、学校教育においては不適切と考えます。「学校における教育活動全体を通じた人権教育の充実」に内包されているものとして、3行目は削除すべきと考えます。	御指摘を踏まえ、「効果的な学習教材を活用した人権感覚を育成する指導方法の工夫改善」に修正します。 なお、「学校における教育活動全体を通じた人権教育の充実」については、リード文の記載と重複することから、削除します。
27	P33 第4章・基本方針4 (1)③いじめの未然防止と早期発見・早期対応の推進	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置については前述のとおり、現在の配置状況を示したほうが良いと思います。	P10の基本方向4の課題に現在の配置状況を記載します。
28	P35 第4章・基本方針4 (3)①学校体育・運動部活動の充実	運動部活動の地域移行は「地域展開」となることから文言を修正もしくはかっこ書きをすることが望ましいと考えられます。	「地域展開」は、地域移行の理念をより的確に示すものとして国の有識者会議の中間とりまとめで示された意見です。名称変更等については、会議の最終とりまとめが今年の春頃を目途とされていることから、国の動向を注視し、計画への反映について検討してまいります。
29	P37 第4章・基本方針5 (1)②活力に満ちた魅力ある学校の整備	高等学校の学校規模の適正化については、広く県民、または地域の意見を十分に反映させるようにし、「県民の理解を得ながら」を「県民、地域住民との対話を進め、理解を得ながら～」としてはどうかと思います。	高等学校の統合等再編整備の検討が必要な市町に対しては、できるだけ早期に必要な情報や検討すべき課題を示すとともに、地域における協議の場を設けてまいります。
30	P38 第4章・基本方針5 (2)①優れた教職員の確保と適正な配置	教職員の確保と適正な配置について記載されています。現在、教職員定数の減少が見込まれている中、退職者数に対して採用者数は抑制され、教科による偏りはあるものの教職員定数を充たすことができている状況です。また、定数減少にともない予算超過を招かないよう採用、配置しているため、定数内における講師の配置が常態化しています。こうしたことと合わせ、全ての校種において臨時講師、非常勤講師を必要に応じて配置することができなくなっており、物理的に負担が生じています。また、文部科学省や県教育委員会が謳う「特色ある学校づくり」のために教育課程編成を工夫すると、特色を発揮するためにそもそも教員数の少ない教科・科目を充実させることも必要になり、担当する教職員が十分に配置されないなどといった悪循環に陥っています。優れた教職員の確保は重要ですが、「学校が特色ある教育課程を実施できるよう、必要な教職員数の安定的な確保と適正な配置を進めます」とすべきです。	県教育委員会では、各種法令や秋田県高等学校総合整備計画、秋田県特別支援教育総合整備計画に基づき、各校が特色ある教育活動を展開できるよう、教育課程等の実施状況を踏まえながら適正な教員配置に努めております。 少子化により学校数が減少するとともに学校規模が縮小していく中であっても、質の高い学校教育を維持できるよう、引き続き必要な人材の確保に努めてまいります。
31	P38 第4章・基本方針5 (2)②教職員の働き方改革の推進	教職員の勤務時間を適切に把握し、超過勤務により心身の健康が心配される職員について、学校衛生委員会やそれに準ずるもので協議の上、業務の適正化を図り、県教育委員会がその改善を支援するといった内容を求めます。	本計画には、県教育委員会における取組を記載しており、御意見のありました「勤務時間管理の徹底」については、学校における取組であることから、記載しておりません。 なお、5（2）③の本文に労働安全衛生管理体制の強化について記載しております。教職員の勤務状況については、校長が適切に把握した上で、必要に応じて医師との面談を行ったり、合理的な配慮を行ったりしておりますが、引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めてまいります。

番号	該当箇所	意見・質問の内容	対応方針（回答）
32	P38 第4章・基本方針5 (2) ②教職員の働き方改革の推進	標準授業時数に基づいた教育課程等の精査とありますが、すべての校種に渡るものかどうかを明示すべきです。	本取組は、全ての校種を対象としておりますが、学校における取組であることから、No31に記載の整理に従い、今回、削除することといたします。 なお、本取組については、「教職員の働き方改革推進計画」に基づき、確実に進めてまいります。
33	P38 第4章・基本方針5 (2) ②教職員の働き方改革の推進	教職員をサポートするスタッフや部活動指導員の配置は、高等学校にまったくと言っていいほどありません。校種の限定をせずに配置の充実に取り組むのであれば、「全ての校種において」などのように記載してください。	現在配置されているSSWや学習支援員、外部指導者等の活用状況を踏まえ、各校に必要な支援が行き届くよう、引き続き予算措置等について検討してまいります。
34	P39 第4章・基本方針5 (3) ②学校安全の取組の推進	学校安全について、地域や関係機関との連携・協働について記載されていますが、学校が避難場所として指定されていることも考慮し、地域という表現にとどまらずより具体的に「市町村との協議」等を追記してください。	学校が避難場所・避難所になった場合の運営方策（運営体制、施設の使用等）については、市町村の防災担当部局のほか、地域の防災組織や住民等の関係者それぞれの役割を確認することが重要ですので、主な取組にあります教職員研修や学校訪問による指導等で、市町村との協議を含めた地域や関係機関と連携・協働した取組の重要性を広く周知してまいります。
35	P41 第4章・基本方針6 (2) ①文化芸術体験の機会の充実	基本方針6は文化的側面からの方針とお見受けします。令和8年度、全国高等学校総合文化祭が秋田県で開催されます。それに向けて実行委員会や各学校の先生方が大変苦勞されています。にもかかわらず、基本方針4にある運動部活動のような記載が文化部に無いのは何故ですか。部活動そのものの是非や今後教員がどのように関わっていくかなどの課題があり、議論が必要ではありますが、運動部については言及し、文化部については言及しないのはいかがなものでしょうか。 文化部活動に対する県の考え方を伺いたいことと同時に、この計画であえて言及していないことの理由をご教示ください。	文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、また、同学年及び異学年の生徒同士や生徒と教師の交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びの場として、その教育的な意義は高いものと認識しております。 御意見を踏まえ、基本方針6（2）①の主な取組に「文化部活動の充実と地域移行に向けた取組の推進」を追加しました。